



救急車を呼ぶか迷ったら 「#7119」に電話を

急病やけがなどで救急車を呼ぶべきか、今すぐ病院に行くべきか迷った時に、電話で専門家のアドバイスを受けられるサービス「救急安心センターひょうご」が7月11日(金)9時から県内全域で始まります。

固定電話またはスマートフォンから「#7119」にかけると、24時間年中無休で看護師などの専門家が緊急性や受診の必要性を判断し、適切な対応や受診可能な医療機関を案内します。英語、中国語、韓国語など22カ国語の同時通訳にも対応しています。

※固定電話の市外局番が「06」「072」の人、IP電話の人は「078・331・7119」へ電話してください。

※急を要する時は、迷わず119番に電話してください。

※服薬や治療方針、育児、介護に関することなどは相談できません。

※相談料は無料ですが、通話料は相談者負担です。

問 #7119については健康推進課
(☎86・0056 FAX83・2421)
119番については救急課
(☎73・1944 FAX77・3951)



まちかどの涼しい場所でひと休み クールシェアたからづか実施中



7～9月に、スペースを開放している地域の会社・店舗や公共施設などで「涼」を共有しませんか。

今年もクールシェアスポットを楽しく利用してもらうため、スタンプラリーを実施します。スポットでシールまたはデジタルスタンプを集めると、抽選で宝塚米5kgやソリオ宝塚で使えるお買物券(3千円分)などの景品が当たります。

場所などの詳細はステッカーを目印にするほか、市社会福祉協議会や公共施設などに設置しているチラシ、二次元コードをご確認ください。

※店舗では営業に支障が出ないよう節度ある利用をお願いします。

問 同協議会(☎86・5003 FAX86・5069)



ステッカー

異常気象による豪雨時などの主な通行規制区間

道路を利用する皆さんを災害から守るため、基準を超える雨が降った場合には下表のとおり通行規制を実施します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



路線名	通行止め区間	距離(km)	通行止め基準	管轄事務所	問い合わせ
新名神高速道路	川西I.C▶神戸JCT	16.9	連続雨量160mm	西日本高速道路(株)関西支社 神戸高速道路事務所	078・904・2861
中国自動車道	宝塚I.C▶吉川I.C	27.1	連続雨量210mmまたは 同160mmかつ時間雨量45mm		
阪神高速道路 7号北神戸線	伊川谷JCT▶西宮山口JCT (有馬口JCT～柳谷JCT含む)	35.6		阪神高速道路(株) 神戸管理・保全部	078・331・9801
国道176号	西宮市塩瀬町生瀬▶ 太多田橋交差点	0.5	連続雨量190mmまたは 同160mmかつ時間雨量40mm	国土交通省兵庫国道事務所	078・334・1600
県道33号	鳥脇交差点▶生瀬橋東詰交差点	5.4	連続雨量160mm	兵庫県宝塚土木事務所	83・3207
県道337号	生瀬橋西詰交差点▶ 宝来橋南詰交差点	0.5			
県道327号 切畑道場線	神戸市道場町生野(JR交差点)▶ 宝塚市境(宝塚市玉瀬)	7.5	武庫川(道場地点)の 水位3.10m	神戸市北建設事務所	078・981・5191
市道2050号線	神戸市境(道場町生野)▶ 宝塚市玉瀬			市道路管理課	77・2095

問 道路整備課(☎77・2098 FAX77・9119)



ふれあいトーク(出前講座)をご活用ください



市職員が皆さんのもとへ出向き、市政に関するテーマについてお話しします。

- ☐ 原則平日9時～21時、1回あたり2時間以内
- ☑ 市内在住・在勤の人で構成するおおむね10人以上のグループ
- ☑ 財政・情報化、防犯・防災・消防、道路・水道、健康・福祉、子ども・教育、環境、観光・産業・文化などに関する89テーマ
- ☑ 実施希望日の4週間前までに、市民相談課、各SC・SSなどで配布する申込書(HPからダウンロード可)を市民相談課または担当課へ
- ☑ 市民相談課(☎77・2003 FAX77・2086)



男女共同参画週間 特別寄稿「誰でもどこでも自分らしく」



6月23～29日は「男女共同参画週間」です。

今年度のキャッチフレーズ「誰でも、どこでも、自分らしく」にちなみ、関西学院大学人間福祉学部の澤田有希子教授による特別寄稿をHPに掲載します。ぜひご覧ください。



☑ 人権平和・男女共同参画課
(☎77・9100 FAX77・2171)



住宅や事業所の再エネ・省エネ設備助成で地域を応援します



- ☑ 以下のいずれかに該当すること
 - ・市民または市内に事業所を有する事業者(個人事業主を含む)
 - ・市内に自ら居住するための新築戸建て住宅を建築または購入し、下表1～3の設備を導入する人
 - ・市内にZEHの新築戸建て住宅を販売する事業者
 - ・市内に事業所を有する事業者とのPPAまたはリース契約に基づき、事業用太陽光発電設備(自家消費型)を設置するPPAまたはリース事業者

☑ 4月4日以降に契約し、来年2月13日までに導入が完了すること。対象設備や助成額は下表のとおり。詳細はHPから

対象設備	導入先(市内)		導入区分	対象者	助成額
	建物	新築/既築			
1 太陽光発電設備(自家消費型)	住宅・事業所	新築・既築	新設・更新	個人	7万円×出力(kW)(上限なし)
				事業者(PPA・リースを含む)	5万円×出力(kW)(上限500万円)
2 蓄電池	住宅・事業所	新築・既築	新設・更新	個人	助成対象経費の1/3*
				事業者	助成対象経費の1/3(上限100万円)*
3 ZEH	住宅	新築	新設	個人・販売事業者	1件あたり55万円
4 LED	事業所	既築	更新	事業者	助成対象経費の1/2(上限100万円)
5 高効率空調機器	事業所	既築	更新	事業者	助成対象経費の1/2(上限100万円)
6 エコキュート	住宅	既築	更新	個人	助成対象経費の1/2(上限15万円)
7 エネファーム	住宅	既築	更新	個人	助成対象経費の1/2(上限30万円)

*個人は15.5万円/kWh(工事費込・税抜)以下の設備、事業者は19万円/kWh以下の設備が対象

☑ 来年1月30日(金)までに市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金事務局(宝塚商工会議所内)などで配布する申込書(HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同事務局へ郵送または持参

☑ 同事務局(☎62・6228 ✉info@zukajyoseikin.com)